

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	後期高齢者医療関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和4年9月9日

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療関係事務						
②事務の内容	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、徳島市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、被保険者資格や保険給付に関する各申請書の受付や資料等の収集をし、各申請書等を徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ送付している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、徳島市後期高齢者医療に関する条例、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格管理事務 <ol style="list-style-type: none"> ① 住民基本台帳情報、住登外登録情報、生活保護受給情報等を広域連合へ送信することにより、資格の取得や変更及び喪失に関する事務を行う。また、障害認定や被保険者資格に関する申請書を受け付けし、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)へ入力後、広域連合へ送付する。 ② 標準システムで作成された被保険者証や資格証明書を交付する。 2. 保険料賦課事務 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険料の賦課に必要な所得情報や簡易申告書で得た情報を、標準システムより広域連合へ送信する。 ② 広域連合で決定した保険料額に基づき、徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を行うとともに、被保険者に保険料額決定通知書を送付する。普通徴収の場合は、保険料額決定通知書及び納付書を送付する。 3. 保険料徴収事務 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付する。 ② 保険料の過誤納金の還付・充当処理する。 ③ 保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施する。 ④ 保険料の口座振替情報を管理する。 ⑤ 保険料の期割・収納・滞納情報を広域連合へ送付する。 4. 保険給付事務 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険給付に関する各種申請を受け付け、標準システムに必要事項を入力後、申請書等を広域連合へ送付する。 ② 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。(認定証の年次更新分は被保険者に送付する。) 5. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 						
③対象人数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10万人以上30万人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満					
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満					

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1									
①システムの名称	後期高齢者医療保険システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格・賦課 <ol style="list-style-type: none"> ① 住民基本台帳情報等管理機能: 住所・氏名・世帯情報の日次更新を行う。 ② 被保険者資格管理機能: 取得・喪失・変更等の資格情報の日次更新を行い履歴を管理する。 ③ 保険料算定資料の管理機能: 所得額情報の月次更新を行う。 ④ 保険料額の管理機能: 広域連合の決定した保険料額を、徴収方法と納期を決定し管理する。 ⑤ 保険料額の期割情報作成機能: 広域連合へ送付するための期割情報を作成する。 2. 徴収・収納 <ol style="list-style-type: none"> ① 収納管理機能: 保険料の収納状況や滞納状況を管理し、督促状や催告書等の滞納関連帳票を出力し、過誤納があれば、還付・充当処理により、還付等関連帳票を出力する。 ② 保険料納付書発行機能: 納付書を発行する。 ③ 保険料の口座振替管理機能: 保険料の口座振替を管理し、口座振替関連帳票を出力する。 ④ 特別徴収管理機能: 特別徴収に関する情報を管理する。 ⑤ 収納・滞納情報作成機能: 広域連合へ送付するための収納・滞納情報を作成する。 3. 関連システム連携機能 <ol style="list-style-type: none"> ① 番号連携システムに必要な保険料に関する情報を連携する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[○] その他 (番号連携システム、社会保障関係システム)</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[○] その他 (番号連携システム、社会保障関係システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[○] その他 (番号連携システム、社会保障関係システム)									

システム2	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	①保険料分納書発行機能:保険料の分納書を発行。 ②収納、滞納管理機能:収納状況、滞納状況の管理を行い、滞納処分や納付相談等に活用。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (社会保障関係システム)
システム3	
①システムの名称	高額介護合算システム
②システムの機能	高額介護合算療養費の申請履歴の管理。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (社会保障関係システム)
システム4	
①システムの名称	個人・法人管理システム(宛名システム)
②システムの機能	1. 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報の照会を行う。 2. 個人情報更新機能 住民登録外者を含む個人情報の更新を行う。 3. 送付先管理機能 住民登録外者を含む送付先の登録を行う。 (注)後期高齢者医療業務の特定個人情報に関する機能のみ記載。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (社会保障関係システム、番号連携システム)
システム5	
①システムの名称	新窓口対応システム(庁内連携システム)
②システムの機能	個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報のオンライン照会を行う。 (注)後期高齢者医療業務の特定個人情報に関する機能のみ記載。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (社会保障関係システム)
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム
②システムの機能	1. 本人確認機能 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。 2. 本人確認情報検索機能 窓口等において、端末に入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せをキーにして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報一覧を画面表示する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム7	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 ①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。 ②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。 ③個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。 ④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>2. 情報照会機能 ①各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。 ②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。 ③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>3. 情報提供機能 ①(内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。 ②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号取得機能 ①符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (社会保障関係システム、中間サーバーシステム)</p>
システム8	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、徳島市で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保有・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと番号連携サーバーとの間で情報照会内容・情報提供内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 情報提供電文の暗号化及び復号処理、それらに伴う鍵管理を行う。また、照会許可用照合リスト情報を情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から取得し、番号連携サーバーに対し配布及び配布管理を行う。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各種機能や、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 パッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (番号連携システム)</p>

システム9	
①システムの名称	徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。
②システムの機能	<p>1. 資格管理業務</p> <p>①被保険者証の即時交付申請 標準システム窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を標準システム窓口端末へ配信する。 標準システムの窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。</p> <p>②住民基本台帳情報等の取得 標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>③被保険者資格の異動 ②により標準システム窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を標準システム窓口端末へ配信する。</p> <p>2.賦課・収納業務</p> <p>①保険料賦課 標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを標準システム窓口端末へ配信する。</p> <p>②保険料収納管理 標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3.給付業務</p> <p>標準システム窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定情報等を標準システム窓口端末へ配信する。</p> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、標準システム窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを標準システム窓口端末に配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
3. 特定個人情報ファイル名	
高齢者の医療の確保に関する法律による資格、収納に関する情報ファイル(以下、後期高齢者医療関連情報ファイル)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表1の59の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第2の82の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療関連情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者(資格喪失者を含む)及びその世帯員若しくは世帯員であった者	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (公金受取口座情報) 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先: 資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 ・住民基本台帳関係情報: 住民票の確認による被保険者の世帯等を把握及び死亡・転出・転居などの住民基本台帳情報により資格の適正化を図るために保有。 ・地方税関係情報: 保険料賦課、一部負担金の割合及び高額療養費などの保険給付の決定資料として広域連合へ送付するために保有。 ・医療保険関連情報: 適正な医療給付の支給等に必要なために保有。 ・障害者福祉関係情報: 重度医療受給や障害の程度等の情報により資格の適正化を図るために保有。 ・生活保護関係情報: 適用除外要件を確認し資格の適正化を図るために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報: 適正な医療給付の支給等に必要なために保有。 ・年金関係情報: 保険料の特別徴収を行うために保有。 ・公金受取口座情報: 保険料の還付や保険給付の支給のために保有。 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	健康福祉部 保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (住民課、市民税課、生活福祉第一課・第二課、障害福祉課、高齢介護課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村、後期高齢者医療広域連合) [] 民間事業者 () [○] その他 (全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合)
②入手方法		[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()
③使用目的 ※		後期高齢者医療の被保険者の①資格管理、②保険料の賦課、③収納、④保険給付の各管理業務に使用
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 保険年金課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>1. 被保険者の資格管理 ①資格の取得・変更・喪失に必要な住民基本台帳情報、住登外登録情報、障害者福祉情報、生活保護受給情報を標準システム窓口端末より広域連合へ送信し、広域連合から被保険者情報を受信し管理する。</p> <p>2. 保険料賦課に関する事務 ①所得・課税情報を標準システム窓口端末より広域連合へ送信し、保険料の賦課や一部負担金の判定に使用する。 ②広域連合が決定した保険料情報を標準システム窓口端末より受信し、期割を行い被保険者に保険料の決定通知の送付を行う。 ③年金保険者から提供を受けた年金受給情報をもとに、特別徴収対象者を決定し特別徴収を行う。</p> <p>3. 収納・滞納情報管理等 ①年金から特別徴収した保険料や、納付された保険料の収納情報を管理、滞納者情報の管理を行い、標準システム窓口端末より広域連合へ送信を行う。</p> <p>4. 保険給付に関する事務 ①療養費・高額療養費等支給申請を受け付け、標準システム窓口端末から入力後、申請書を広域連合へ送付する。 ②申請により特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付し、申請書を広域連合へ送付する。</p>
情報の対応		・宛名情報及び後期高齢者医療被保険者情報を突合して、資格等の管理・被保険者証や各種通知書の送付等を行う。 ・後期高齢者医療被保険者及びその世帯主の地方税関係情報、生活保護関係情報、その他社会福祉関係情報を突合して、それらの情報を広域連合に送付する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (2) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		電子計算システムの維持運用業務
①委託内容		後期高齢者医療保険システム、滞納管理システム、高額介護合算システム等の維持運用業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		テック情報株式会社

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		情報記録物管理業務
①委託内容		汎用機上のシステム記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている (1) 件 [○] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない
提供先1		厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第2の83の項 主務省令(未定) 高齢者の医療の確保に関する法律
②提供先における用途		特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務
③提供する情報		特別徴収の方法による支払回数割保険料額に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		後期高齢者医療被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度
移転先1		徳島市 市民税課
①法令上の根拠		番号法施行条例第2条第3項 別表第2の8の項
②移転先における用途		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③移転する情報		後期高齢者医療保険料収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者		
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙	
⑦時期・頻度	1月下旬、1回／年		
移転先2	徳島市 障害福祉課		
①法令上の根拠	①番号法施行条例第2条第3項 別表2の18の項 ②番号法施行条例第2条第3項 別表2の20の項		
②移転先における用途	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ②重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年徳島市条例第13号)による医療費の助成に関する事務		
③移転する情報	医療保険給付関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 1万人未満	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者		
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
移転先3	徳島市 住民課		
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条10の2		
②移転先における用途	住民基本台帳関係事務		
③移転する情報	後期高齢者医療資格情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満	[<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者		
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
移転先4	徳島県後期高齢者医療広域連合		
①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条</p> <p>市と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内の内部利用となると整理されている。このため、当市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内の内部利用となるが、本評価書においては、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>		

②移転先における用途	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。								
③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する届出: 転入時等に当市窓口で、被保険者となる住民より入手した届出情報。 ・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報: 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 ・賦課・収納業務 <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報: 当市が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報: 当市が収納および還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報: 当市が管理している保険料滞納者の情報。 ・給付業務 <ul style="list-style-type: none"> ・療養費関連情報等: 当市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。 								
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>								
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 <p>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者</p>								
⑥移転方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> <td style="width: 50%;">[<input checked="" type="radio"/>] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 紙</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線								
[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									
⑦時期・頻度	<p>資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基(宛名)情報: 日次 <p>賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税情報: 月次・年次 ・期割情報: 月次・年次 ・収納・滞納者情報: 月次 <p>・給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付関連情報: 日次 								
6. 特定個人情報の保管・消去									
保管場所 ※	<p>【徳島市における措置】</p> <p>入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p>								
7. 備考									

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

4情報		64 市民税 異動事由
1	氏名	65 市民税 異動年月日
2	生年月日	66 市民税 申告区分
3	性別	67 市民税住民番号
4	住所	68 氏名(カナ)
住民登録情報		69 氏名(漢字)
5	異動事由	70 住所
6	異動日	71 住所区分
7	統柄コード	72 住民年月日
8	住民日	73 取得事由
9	DVフラグ	74 取得年月日
10	地区コード	75 照会区分
11	町村コード	76 照会処理結果
12	字コード	77 照会処理日
13	郵便番号	78 上場株式譲渡所得額
14	方書	79 消除年月日
個人番号		80 条約適用配当等所得額
15	個人番号	81 条約適用利子等所得額
操作記録情報		82 処理年月日
16	操作ログ	83 生年月日
資格・賦課関係		84 生年月日設定フラグ
17	字コード	85 性別
18	一時所得額	86 世帯員開始年月日
19	一部負担割合判定所得	87 世帯員削除フラグ
20	一部負担割合判定所得優先フラグ	88 世帯員終了年月日
21	異動区分	89 世帯区分
22	異動事由	90 世帯登録区分
23	異動届出年月日	91 世帯番号
24	異動年月日	92 専従者収入額
25	営業所得額	93 総合譲渡一時所得額
26	外貨建配当所得額	94 総合短期譲渡所得額
27	外国人フラグ	95 総合長期譲渡所得額
28	課税非課税区分	96 壊失事由
29	方書	97 壊失年月日
30	旧ただし書所得	98 続柄1コード
31	旧ただし書所得優先フラグ	99 続柄2コード
32	給与収入額	100 続柄3コード
33	給与専従者収入額	101 その他雜所得額
34	居住用損失額	102 地区コード
35	繰越株式損失額	103 調査区分
36	繰越居住用損失額	104 町村コード
37	繰越先物損失額	105 通称名(カナ)
38	繰越雑損失額	106 通称名(漢字)
39	繰越純損失額	107 低Ⅰ低Ⅱ判定所得
40	経過措置フラグ	108 低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先フラグ
41	減額対象所得	109 適用開始年月日
42	減額対象所得優先フラグ	110 適用終了年月日
43	更正事由	111 特定扶養親族控除該当者数
44	公的年金収入額	112 特定扶養親族控除該当フラグ
45	国籍コード	113 都道府県コード
46	国籍名	114 都道府県名
47	個人区分	115 年少扶養親族控除該当者数
48	個人番号	116 年少扶養親族控除該当フラグ
49	在留開始年月日	117 農業所得額
50	在留資格事由	118 配当(控除無)所得額
51	在留終了年月日	119 配当証券投資所得額
52	先個人区分	120 配当所得額
53	先個人番号	121 非公開株式譲渡所得額
54	先物取引所得額	122 被保険者番号
55	雑所得合計額	123 賦課更正日
56	山林所得額	124 賦課年度
57	資格取得事由	125 不動産所得額
58	資格取得日	126 分離短期一般特別控除額
59	資格喪失事由	127 分離短期軽減特別控除額
60	資格喪失日	128 分離短期譲渡一般所得額
61	市区町村コード	129 分離短期譲渡軽減所得額
62	市区町村名	130 分離長期一般特別控除額
63	市町村税課税所得	131 分離長期軽課特別控除額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

132	分離長期譲渡一般所得額	198	過誤納 手続未済 延滞金
133	分離長期譲渡軽課所得額	199	過誤納 手続未済_督促手数料
134	分離長期譲渡特定所得額	200	過誤納フラグ
135	分離長期特定特別控除額	201	科目コード
136	保険者番号	202	還付加算 延滞金
137	本名通称名フラグ	203	還付加算 保険料
138	未申告区分	204	還付決議 延滞金
139	元個人区分	205	還付決議 督促手数料
140	元個人番号	206	還付決議 保険料
141	郵便番号	207	還付先区分
142	利子所得額	208	還付執行 延滞金
143	履歴NO	209	還付執行_会計区分
144	履歴フラグ	210	還付執行_督促手数料
145	連携收受日	211	還付執行_保険料
146	連携送付日	212	還付執行日
特別徴収関係		213	還付支払方法
147	異動事由	214	還付充当決議日
148	異動年月日	215	還付充当通知日
149	各種金額1	216	還付充当番号
150	各種金額2	217	還付手続_会計区分
151	各種金額3	218	還付手續 延滞金
152	各種区分	219	還付手續_督促手数料
153	各種年月日	220	還付手續_保険料
154	格納レコード番号	221	還付手續日
155	基礎年金番号	222	還付未済フラグ
156	消込処理フラグ	223	期別
157	月次処理フラグ	224	期別_月
158	後期移管コード	225	期別_保険料
159	作成年月日	226	均等割輕減額
160	市区町村コード	227	金融機関コード
161	氏名(カナ)	228	消しきみ_延滞金
162	氏名(漢字)	229	消しきみ_督促手数料
163	住所(カナ)	230	消しきみ_保険料
164	住所(漢字)	231	減額区分
165	処理結果	232	限度超過額
166	生年月日	233	合計金額
167	性別	234	口座種別
168	対象者フラグ	235	口座番号
169	通知内容コード	236	口座振替依頼日
170	特徴対象年度	237	口座振替区分
171	特別徴収義務者コード	238	口座振替結果
172	特別徴収制度コード	239	口座振替状態区分
173	都道府県コード	240	口座振替納付額
174	年金コード	241	口座振替日
175	年次_状態コード	242	口座振替_保険料
176	被保険者番号	243	口座名義人(カナ)
177	郵便番号	244	小売企業コード
178	履歴NO	245	個人DB区分
179	履歴フラグ	246	住民番号
180	共済年金証書記号番号	247	個人法人区分
普通徴収・収納関係		248	個人法人番号
181	宛先調査結果	249	コンビニ可能フラグ
182	宛先調査日	250	コンビニ仕向処理時刻
183	受付日	251	コンビニ仕向処理年月日
184	延滞金	252	コンビニ店舗コード
185	会計年度	253	催告発行日
186	確報処理日	254	先_収入日(公金日)
187	確報取消フラグ	255	先_調定年度
188	過誤納_延滞金	256	冊番
189	過誤納_区分	257	冊番年度
190	過誤納_手続日	258	時効完了日
191	過誤納_手続未済_保険料	259	時効変更フラグ
192	過誤納_督促手数料	260	市町村別保険料
193	過誤納_発生日	261	指定納期限
194	過誤納_保険料	262	支店コード
195	過誤納_手続済_延滞金	263	支払期限日
196	過誤納_手続済_督促手数料	264	支払納付額
197	過誤納_手続済_保険料	265	充当_延滞金

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

266	充当_督促手数料	333	分納誓約年度
267	充当_保険料	334	分納誓約番号
268	充当執行_延滞金	335	返戻事由
269	充当執行_督促手数料	336	返戻日
270	充当執行_保険料	337	返戻物(備考)
271	充当手続日	338	返戻物番号
272	収入区分	339	保険料連番
273	収入取扱区分	340	未納額_保険料
274	収入日(公金日)	341	元_科目コード
275	収入日(最新)	342	元_期別
276	収納店舗コード	343	元_冊番
277	所得割軽減額	344	元_冊番年度
278	所得割減額区分	345	元_収入区分
279	処理区分	346	元_収入取扱区分
280	申請日	347	元_収入日(公金日)
281	請求金額	348	元_徴収方法区分
282	滞納状態区分	349	元_調定年度
283	調査結果事由	350	元_被保険者番号
284	徴収方法区分	351	元_賦課管理番号
285	調定年度	352	元_賦課年度
286	帳票区分	353	領収日
287	帳票種別	354	領収_延滞金
288	帳票発行年度	355	領収_督促手数料
289	通知書発行日	356	領収_保険料
290	通知書番号	357	履歴NO
291	月数	358	履歴フラグ
292	月別資格情報	359	連携収受日
293	月割減額	360	連携送付日
294	督促手数料	361	小売業企業コード
295	督促発行日	362	先_科目コード
296	特徴結果区分	363	先_期別
297	特別軽減区分	364	先_冊番
298	抜取フラグ	365	先_冊番年度
299	年間納付額_延滞金	366	先_収入区分
300	年間納付額_督促手数料	367	先_収入取扱区分
301	年間納付額_保険料	368	先_徴収方法区分
302	年保険料額	369	先_被保険者番号
303	納期限	370	先_賦課管理番号
304	納期限区分	371	先_賦課年度
305	納付回数	372	分納回数
306	納付額_延滞金	広域連合データ送付関係	
307	納付額_督促手数料	373	転出先郵便番号
308	納付額_保険料	374	転出先都道府県名
309	納付書DB区分	375	転出先都道府県コード
310	納付書区分	376	転出先住所
311	納付書連番	377	転出先市区町村名
312	納付すべき額	378	転出先市区町村コード
313	発行処理年月日	379	リンク住民番号
314	バッチ連番	380	リンク個人区分
315	被保険者番号	381	履歴フラグ
316	ファイル種別	382	履歴NO
317	賦課管理番号	383	利子所得額
318	賦課期日	384	未申告区分
319	賦課年度	385	未公開株式譲渡所得額
320	不能欠損額	386	本名通称名区分コード
321	不能欠損事由	387	分離長期特定特別控除額
322	不能欠損処理フラグ	388	分離長期譲渡特定所得額
323	不能欠損日	389	分離長期譲渡軽課所得額
324	振替開始期別	390	分離長期譲渡一般所得額
325	振替開始事由	391	分離長期軽課特別控除額
326	振替開始年度	392	分離長期一般特別控除額
327	振替開始日	393	分離短期譲渡軽減所得額
328	振替終了期別	394	分離短期譲渡一般所得額
329	振替終了事由	395	分離短期軽減特別控除額
330	振替終了年度	396	分離短期一般特別控除額
331	振替終了日	397	不動産所得額
332	振込依頼フラグ	398	配当所得額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

399	配当証券投資所得額	466	繰越純損失額
400	配当(控除無)所得額	467	繰越雑損失額
401	農業所得額	468	繰越先物損失額
402	年少扶養親族控除該当フラグ	469	繰越居住用損失額
403	年少扶養親族控除該当者数	470	繰越株式損失額
404	特定扶養親族控除該当フラグ	471	居住用損失額
405	特定扶養親族控除該当者数	472	行政区コード
406	転入前郵便番号	473	給与専従者収入額
407	転入前都道府県名	474	給与所得額
408	転入前都道府県コード	475	給与収入額
409	転入前住所	476	旧ただし書所得優先フラグ
410	転入前市区町村名	477	旧ただし書所得
411	転入前市区町村コード	478	課税非課税区分コード
412	低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先フラグ	479	外国人区分コード
413	低Ⅰ低Ⅱ判定所得	480	外貨建配当所得額
414	通称名(漢字)	481	営業所得額
415	通称名(カナ)	482	異動年月日
416	その他雑所得額	483	異動届出年月日
417	続柄3コード	484	異動事由
418	続柄2コード	485	異動区分コード
419	続柄1コード	486	一部負担割合判定所得優先フラグ
420	送付済フラグ	487	一部負担割合判定所得
421	相当年度	488	一時所得額
422	総合長期譲渡所得額		
423	総合短期譲渡所得額		
424	総合譲渡一時所得額		
425	専従者収入額		
426	世帯番号		
427	世帯登録区分コード		
428	世帯区分		
429	性別		
430	生年月日年号コード		
431	生年月日設定フラグ		
432	生年月日		
433	条約適用利子等所得額		
434	条約適用配当等所得額		
435	上場株式譲渡所得額		
436	住民年月日		
437	修正区分		
438	氏名(漢字)		
439	氏名(カナ)		
440	市町村民税課税所得		
441	市町村作成年月日		
442	市町村作成時刻		
443	山林所得額		
444	雑所得合計額		
445	先物取引所得額		
446	在留終了年月日		
447	在留資格コード		
448	在留開始年月日		
449	住民番号		
450	個人区分		
451	国籍コード		
452	公的年金収入額		
453	更正年月日		
454	更正事由コード		
455	現郵便番号		
456	現都道府県名		
457	現都道府県コード		
458	現町名コード		
459	現住所		
460	現市区町村名		
461	現市区町村コード		
462	減額対象所得優先フラグ		
463	減額対象所得		
464	消除年月日		
465	経過措置フラグ		

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【申請時における申請者からの入手】 届出書には、対象者の必要事項のみを記入してもらい、本人確認（身分証明書等）を行う。 届出及び申請内容を複数人で審査・確認し、対象者以外の情報及び不必要的情報の入手の防止に努める。</p> <p>【後期高齢者医療システムからの入手】 個人番号が含まれるファイルは、個人番号で検索した対象者のみ表示されるよう、不必要的情報の入手の防止に努める。 システム利用の権限は業務上必要な職員のみに与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。</p> <p>【広域連合からの入手】 入手元は広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック（※1）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、データはあらかじめ指定されたインターフェイス（※2）によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所（以下「個人識別情報」という。）と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。</p> <p>※1)ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付けている（宛名番号が同じ）人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことです。</p> <p>※2)ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市の標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、広域連合の標準システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p> <p>【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】 広域連合標準システム窓口端末に配信された被保険者資格に関する情報は、電子記録媒体により移出し、後期高齢者医療システムに移入している。同様に、住民票の異動に関する情報等は、後期高齢者システムから電子記録媒体により移出し、標準システム窓口端末に移入している。 後期高齢者医療システムの端末からのデータの移出・移入は、許可を与えられたUSBメモリのみで行う。 データの移出・移入は速やかに行い、電子記録媒体にはデータを残さない。 電子記録媒体及びフラッシュメモリを利用した情報の移転は、外部記憶媒体管理簿により全て利用結果の記録を残す。</p>
リスクへの対策は十分か	〔 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）における他のリスク及びそのリスクに対する措置

【標準システム窓口端末における措置】

標準システム窓口端末は、広域連合の標準システムのみと接続され、接続には専用線を用いる。

標準システム窓口端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を用いる。

標準システム窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアーウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏洩・紛失することのリスクを軽減している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	評価対象システムからは後期高齢者医療関連情報ファイルのみアクセスでき、後期高齢者医療関連業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法			
<p>【後期高齢者医療システム】 評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。</p> <p>【標準システム窓口端末】 標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。</p> <p>【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】 特定個人情報の授受に使用する端末及び事務取扱担当者を特定し、ログインIDによる認可にて行う。</p>			
その他の措置の内容	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
規定の内容				<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止。 ・特定個人情報の照会・更新従業者の制限。 ・特定個人情報提供の禁止。 ・情報漏えいを防止するための保管管理責任を負う。 ・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる。 ・特定個人情報の取り扱いについて検証し報告する。 ・必要に応じて、当市が委託先の現地調査を実施することができる。 ・再委託の原則禁止。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行ってない 4) 再委託していない		
具体的な方法	委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回以上実施し、書面にて本市に報告する。			
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置				
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）				[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。 ・また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。 <p>【広域連合への移転】 標準システム窓口端末における措置 当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとしている。 情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p> <p>【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】 広域連合とのデータの授受のみに使用し、他の業務には使用しない。 電子記録媒体及びフラッシュメモリを利用した情報の移転は、外部記憶媒体管理簿により全て利用結果の記録を残す。</p>			
その他の措置の内容	-			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[十分である] <選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①情報提供ネットワークシステムへの提供は、番号連携システム以外からできないように、府内ネットワークシステムを設計及び設定しているため、仕組みとして担保されている。</p> <p>②番号連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、提供の記録は7年分保存する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行った際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自前で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
	[十分である] <選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を各地方公共団体が行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
--	--	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行ってない
	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
【徳島市における措置】 ①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ③監視設備として監視カメラを設置している。 ④不正プログラム対策 コンピュータウィルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウィルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウィルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 また、ウィルスマール／スパムメール対策のシステムを導入している。 ⑤不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。		
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。		
【標準システム窓口端末における措置】 ①窓口端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ②不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ③オペレーティングシステム等には、パッチの適用を隨時にできるだけ速やかに実施している。 ④標準システム窓口端末に保管されるデータはない。		
【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】 ①電子記録媒体に保管されるデータはない。 ②データの移出・移入は速やかに行い、電子記録媒体にはデータを残さない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【徳島市における措置(特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク)】 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びバックアップデータは、システムで判別し、消去処理を行う。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が経過しているものについては、職員が責任を持って裁断し、個人情報が読み取れない状態で処分業者に引き渡す。 ・データ及び紙媒体どちらの処理においても、廃棄時には廃棄履歴簿を作成し保存する。		

8. 監査						
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
具体的な方法	<p>【徳島市における教育・啓発】</p> <p>①関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。</p> <p>②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。</p> <p>③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p> <p>【標準システムに関する教育・啓発】</p> <p>職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。</p>					
10. その他のリスク対策						
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>						

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②請求方法	徳島市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②対応方法	・問い合わせの受け付け時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせについては、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理時間を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和2年8月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 基本情報 －1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 －②事務の内容	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、徳島市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徵収、保険給付に関する各申請書の受付や資料等の収集、各申請書や資料等の広域連合への送付を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、徳島市後期高齢者医療に関する条例、徳島市後期高齢者医療にに関する条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき次の事務に使用する。</p> <p>1. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <p>2. 資格管理事務 ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)、適用除外要件及び障害情報等の確認により、被保険者資格に関する申請書やその他の申請書を受付し、広域連合へ送付。(資格の取得・喪失・変更) ②被保険者証や資格者証を交付(被保険者へ送付)する。</p>	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、徳島市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徵収、被保険者資格や保険給付に関する各申請書の受付や資料等の収集をし、各申請書等を徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ送付している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、徳島市後期高齢者医療に関する条例、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>1. 資格管理事務 ①住民基本台帳情報、住登外登録情報、生活保護受給情報等を徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ送信することにより、資格の取得や変更及び喪失に関する事務を行う。 また、障害認定や被保険者資格に関する申請書を受け付けし、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)へ入力後、広域連合へ送付する。 ②標準システムで作成された被保険者証や資格証明書を交付する。</p> <p>2. 保険料賦課事務 ①保険料の賦課に必要な所得情報や簡易申告書で得た情報を、標準システムより広域連合へ送信する。</p>	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	前項目のつづき	<p>3. 保険料賦課事務 ①保険料の賦課に必要な所得情報及び受付した減免申請書を広域連合へ送付。 ②年金支給額、介護保険料の徵収方法及び徵収額の確認による保険料徵収方法を決定。</p> <p>4. 保険料徵収事務 ①保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付。 ②保険料の過誤納金の還付・充当処理。 ③保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ④保険料の口座振替情報を管理。</p> <p>5. 保険給付事務 ①保険給付に関する各種申請を受け付け、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)に必要事項を入力後、書類を広域連合へ送付する。 ②申請により、特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付(認定証の年次更新分は被保険者に送付)する。 ③保険給付に必要な所得情報を保有していない者から簡易申告等で得た情報を標準システムに入力し、書類を広域連合へ送付する。</p>	<p>②広域連合で決定した保険料額に基づき、徵収方法と納期を決定し、特別徵収の場合は年金保険者に徵収依頼を行うとともに、被保険者に保険料額決定通知書を送付する。普通徵収の場合は、保険料額決定通知書及び納付書を送付する。</p> <p>3. 保険料徵収事務 ①保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付する。 ②保険料の過誤納金の還付・充当処理する。 ③保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施する。 ④保険料の口座振替情報を管理する。 ⑤保険料の期割・収納・滞納情報を広域連合へ送付する。</p> <p>4. 保険給付事務 ①保険給付に関する各種申請を受け付け、標準システムに必要事項を入力後、申請書等を広域連合へ送付する。 ②特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。(認定証の年次更新分は被保険者に送付する。)</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	I 基本情報 －2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム －システム1 －②システムの機能	<p>1. 資格・賦課 ①住民票情報管理機能: 住所や氏名、世帯情報を逐次更新を行う。 ②被保険者資格管理機能: 取得・喪失・変更等の資格情報を管理する。 ③保険料算定資料の管理: 所得額情報の逐次更新を行う。 ④保険料額の管理: 広域連合の決定した保険料情報の逐次更新を行う。</p> <p>2. 徵収・収納 ①収納管理機能: 保険料の収納状況や滞納状況を管理し、督促状や催告書等の滞納関連帳票を出力し、過誤納があれば、還付・充当処理により、還付等関連帳票を出力する。 ②保険料納付書発行機能: 納付書・分納書を発行する。 ③保険料の口座振替管理機能: 保険料の口座振替を管理し、口座振替関連帳票を出力する。</p> <p>3. 関連システム連携機能 ①番号連携システムに必要な保険料の収納に関する情報を連携する。</p>	<p>1. 資格・賦課 ①住民基本台帳情報等管理機能: 住所・氏名・世帯情報の日次更新を行う。 ②被保険者資格管理機能: 取得・喪失・変更等の資格情報の日次更新を行い履歴を管理する。 ③保険料算定資料の管理機能: 所得額情報の月次更新を行う。 ④保険料額の管理機能: 広域連合の決定した保険料額を、徵収方法と納期を決定し管理する。 ⑤保険料額の期割情報作成機能: 広域連合へ送付するための期割情報を作成する。</p> <p>2. 徵収・収納 ①収納管理機能: 保険料の収納状況や滞納状況を管理し、督促状や催告書等の滞納関連帳票を出力し、過誤納があれば、還付・充当処理により、還付等関連帳票を出力する。 ②保険料納付書発行機能: 納付書を発行する。 ③保険料の口座振替管理機能: 保険料の口座振替を管理し、口座振替関連帳票を出力する。 ④特別徵収管理機能: 特別徵収に関する情報を管理する。 ⑤収納・滞納情報作成機能: 広域連合へ送付するための収納・滞納情報を作成する。</p> <p>3. 関連システム連携機能 ①番号連携システムに必要な保険料に関する情報を連携する。</p>	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム9 -①システムの名称	徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)	徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	I 基本情報 -2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム -システム9 -②システムの機能	1.資格・賦課 ①住民票情報管理機能:住所や氏名、世帯情報の逐次更新を行う。 ②被保険者資格管理:取得・喪失・変更の資格情報や履歴を管理する。 ③被保険者証発行機能:保険証、資格証明書の印刷や発行履歴管理を行う。 ④保険料賦課管理機能:賦課情報を管理する。 2.徴収・収納 ①収納管理機能:保険料の収納状況、滞納状況を管理する。 3.給付 ①保険給付の支給及び履歴管理を行う。 ②限度額認定証及び特定疾病療養受領証の印刷や発行履歴管理を行う。	1. 資格管理業務 ①被保険者証の即時交付申請 標準システム窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を標準システム窓口端末へ配信する。 標準システムの窓口端末では配信された決定期報とともに被保険者証等を発行する。 ②住民基本台帳情報等の取得 標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ③被保険者資格の異動 ②により標準システム窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を標準システム窓口端末へ配信する。	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	前項目のつづき	前項目のつづき	2.賦課・収納業務 ①保険料賦課 標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを標準システム窓口端末へ配信する。 ②保険料収納管理 標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ③給付業務 標準システム窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定情報を標準システム窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、標準システム窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを標準システム窓口端末に配信する機能のことを行う。	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	I 基本情報 -6. 評価実施機関における担当部署 -②所属長	保険年金課長 野口 武夫	保険年金課長 川原 正樹	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -2. 基本情報 -④記録される項目 -主な記録項目	【】年金関係情報	【O】年金関係情報	事後	重要な変更。 誤記。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -2. 基本情報 -④記録される項目 -その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先：資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 ・その他住民票関係情報：住民票の確認による被保険者の世帯等を把握及び死亡・転出・転居などの住民基本台帳情報により資格の適正化を図るために保有。 ・地方税関係情報：保険料賦課、一部負担金の割合及び高額療養費などの保険給付の決定資料として広域連合へ送付するために保有。 ・医療保険関連情報：被用者保険等の加入等情報により保険料減額を行うために保有。 ・障害者福祉関係情報：重度医療受給や障害の程度等の情報により資格の適正化を図るために保有。 ・生活保護関係情報：適用除外要件を確認し資格の適正化を図るために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報：保険料の特別徴収を行うために保有。 ・年金関係情報：保険料の特別徴収を行うために保有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先：資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 ・住民基本台帳関係情報：住民票の確認による被保険者の世帯等を把握及び死亡・転出・転居などの住民基本台帳情報により資格の適正化を図るために保有。 ・地方税関係情報：保険料賦課、一部負担金の割合及び高額療養費などの保険給付の決定資料として広域連合へ送付するために保有。 ・医療保険関連情報：適正な医療給付の支給等に必要なために保有。 ・障害者福祉関係情報：重度医療受給や障害の程度等の情報により資格の適正化を図るために保有。 ・生活保護関係情報：適用除外要件を確認し資格の適正化を図るために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報：適正な医療給付の支給等に必要なために保有。 ・年金関係情報：保険料の特別徴収を行うために保有。 	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用 -①入手元	【○】評価実施機関内の他部署（住民課、市民税課、障害福祉課、保護課、介護・ながいき課） 【○】行政機関・独立行政法人等（地方公共団体） 【○】地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村、日本年金機構、徳島県後期高齢者医療広域連合、他県後期高齢者医療広域連合）	【○】評価実施機関内の他部署（住民課、市民税課、障害福祉課、生活福祉第一課・第二課、介護・ながいき課） 【○】行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構、共済組合） 【○】地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村、後期高齢者医療広域連合）	事後	重要な変更。 追記。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用 -②入手方法	【】電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 【】フラッシュメモリ 【】専用線	【○】電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 【○】フラッシュメモリ 【○】専用線	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用 -④使用の主体 -使用者数	100人以上500人以上	50人以上100人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用 -⑤使用方法	1. 被保険者の資格管理 ①住民票情報、障害者福祉情報、生活保護受給情報を確認し、資格の取得・喪失や変更の申請書を受付し広域連合へ送付する。 ②被保険者の資格情報や履歴の管理を行う。 2. 保険料賦課に関する事務 ①所得額情報や医療保険者の被保険者及び扶養者情報を保険料の賦課のため広域連合へ送付する。 3. 一部負担金の割合決定に関する事務 ①所得情報の確認により基準収入額適用申請書を受付し、広域連合へ送付する。 4. 収納管理等 ①保険料未納に伴う督促、催告。 ②保険料過誤納による返却、充当。 ③保険料を滞納している世帯の所得状況を把握することで督促や納付相談等に活用。 ④保険料の口座振替管理。 ⑤保険料の納付者等を発行。	1. 被保険者の資格管理 ①資格の取得・変更・喪失に必要な住民基本台帳情報、住登外登録情報、障害者福祉情報、生活保護受給情報を標準システム窓口端末より広域連合へ送信し、広域連合から被保険者情報を受信し管理する。 2. 保険料賦課に関する事務 ①所得・課税情報を標準システム窓口端末より広域連合へ送信し、保険料の賦課や一部負担金の判定に使用する。 ②広域連合が決定した保険料情報について標準システム窓口端末より受信し、期割を行い被保険者に保険料の決定通知の送付を行つ。 ③年金保険者から提供を受けた年金受給情報をもとに、特別徴収対象者を決定し、特別徴収を行う。 3. 収納・滞納情報管理等 ①年金から特別徴収した保険料や、納付された保険料の収納情報を管理、滞納者情報の管理を行い、標準システム窓口端末より広域連合へ送信を行う。	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	前項目のつづき	5. 保険給付に関する事務 ①保険給付に関する申請を受け付け、標準システムに届けた内容を入力後、書類を広域連合へ送付する。 ②特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。 ③保険給付に必要な所得情報を標準システムに入力し、関係書類を広域連合へ送付する。 【情報の突合】 ・宛名情報及び後期高齢者医療被保険者情報を突合して、資格等の管理・被保険者証や各種通知書の送付等を行う。（上記1～4） ・後期高齢者医療被保険者及びその世帯主の市・県民税情報、生活保護関係情報、その他社会保障関係システム情報を突合して、それらの情報を広域連合に送付する。（上記1～4）	4. 保険給付に関する事務 ①療養費・高額療養費等支給申請を受け付け、標準システム窓口端末から入力後、申請書を広域連合へ送付する。 ②申請により特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付し、申請書を広域連合へ送付する。 【情報の突合】 ・宛名情報及び後期高齢者医療被保険者情報を突合して、資格等の管理・被保険者証や各種通知書の送付等を行う。 ・後期高齢者医療被保険者及びその世帯主の地方税関係情報、生活保護関係情報、その他社会福祉関係情報を突合して、それらの情報を広域連合に送付する。	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転 - 提供先1 - ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の83の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令(未定)	番号法第19条第7号 別表第2の83の項 主務省令(未定) 高齢者の医療の確保に関する法律	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転 - 移転先1 - ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第1省令第16条	番号法施行条例第2条第3項 別表第2の8の項	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転 - 移転先1 - ②移転先における用途	個人住民税の賦課に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転 - 移転先2 - ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 ①41の項 老人福祉法 別表第1省令第32条 番号法第9条第2項 ①徳島市条例に記載予定	番号法施行条例第2条第2項	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転 - 移転先2 - ②移転先における用途	①養護老人ホーム入所に係る負担金徴収事務 ②社会福祉法人等利用者負担軽減事業における対象要件の確認	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転 - 移転先3 - ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 ①・②84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第1省令第60号 番号法第9条第2項 ①徳島市条例	①番号法施行条例第2条第3項 別表2の18の項 ②番号法施行条例第2条第3項 別表2の20の項	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転 - 移転先3 - ②移転先における用途	①自立支援給付又は地域生活支援関係事務 ②障害福祉サービスにおける利用者負担額(特定障害者特別給付費)算出事務 ①重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ②重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年徳島市条例第13号)による医療費の助成に関する事務	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転 - 移転先5①～⑦	-	徳島県後期高齢者医療広域連合(①～⑦)	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	特別徴収関係 「156 基礎年金番号」 「178 被保険者番号」 普通徴収・収納関係 「359 領収_延滞金」 「360 領収_督促手数料」 「361 領収_保険料」 「362 領収日」	【重複による削除】 特別徴収関係 「156 基礎年金番号」 「178 被保険者番号」 普通徴収・収納関係 「359 領収_延滞金」 「360 領収_督促手数料」 「361 領収_保険料」 「362 領収日」 【変更】 特別徴収関係 157～177 → 156～176 に変更 179～182 → 177～180 に変更 普通徴収・収納関係 183～358 → 181～356 に変更 363～378 → 357～372 に変更 広域連合データ送付関係 379～494 → 377～488 に変更	事後	他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅲリスク対策 -2. 特定個人情報の入手 -リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。 ・他市町村から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないように事務マニュアルを作成する。また、実際に入手する際は、担当者及び審査者による二重チェックを行う。 	<p>【申請時における申請者からの入手】 届出書には、対象者の必要事項のみを記入してもらい、本人確認(身分証明書等)を行う。届出及び申請内容を複数人で審査・確認し、対象者以外の情報及び不必要な情報の入手の防止に努める。</p> <p>【後期高齢者医療システムからの入手】 個人番号が含まれるファイルは、個人番号で検索した対象者のみ表示されるよう、不必要的情報の入手の防止に努める。 システム利用の権限は業務上必要な職員のみに与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。</p> <p>【広域連合からの入手】 入手元は広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、データはあらかじめ指定されたインターフェイス(※2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別情報」という。)と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促す個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑制することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。</p>	事後	重要な変更に当たらない。リスクを軽減させる変更・追記。
平成27年12月25日	前項目のつづき	前項目のつづき	<p>被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。</p> <p>※1)ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを抽出する等の機能のことです。</p> <p>※2)ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市の標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい。その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合の標準システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p>	事後	重要な変更に当たらない。リスクを軽減させる変更・追記。
平成27年12月25日	前項目のつづき	前項目のつづき	<p>【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】 広域連合標準システム窓口端末に配信された被保険者資格に関する情報は、電子記録媒体により移出し、後期高齢者医療システムに移入している。同様に、住民票の異動に関する情報等は、後期高齢者システムから電子記録媒体により移出し、標準システム窓口端末に移入している。 後期高齢者医療システムの端末からのデータの移出・移入は、許可を与えられたUSBメモリのみで行う。 データの移出・移入は速やかに行い、電子記録媒体にはデータを残さない。 電子記録媒体及びフラッシュメモリを利用した情報の移転は、外部記憶媒体管理簿により全て利用結果の記録を残す。</p>	事後	重要な変更に当たらない。リスクを軽減させる変更・追記。
平成27年12月25日	Ⅲリスク対策 -2. 特定個人情報の入手 -特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	<p>【標準システム窓口端末における措置】 標準システム窓口端末は、広域連合の標準システムのみと接続され、接続には専用線を用いる。</p> <p>標準システム窓口端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を用いる。</p> <p>標準システム窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏洩・紛失することのリスクを軽減している。</p>	事後	重要な変更に当たらない。リスクを軽減させる変更・追記。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅲリスク対策 -3特定個人情報の仕様 -ユーザー認証の管理(具体的な管理方法)	評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにIDカードを割り当てるとともに、IDとパスワード及びPINコードによる認証を行っている。	<p>【後期高齢者医療システム】 評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにIDカードを割り当てるとともに、IDとパスワード及びPINコードによる認証を行っている。</p> <p>【標準システム窓口端末】 標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。</p> <p>【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】 特定個人情報の授受は使用する端末及び事務取扱担当者を特定し、ログインIDによる認可にて行う</p>	事後	重要な変更に当たらない。リスクを軽減させる変更・追記。
平成27年12月25日	Ⅲリスク対策 -3特定個人情報の仕様 -その他の措置の内容	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	事後	重要な変更に当たらない。誤記。
平成27年12月25日	Ⅲリスク対策 -5特定個人情報の提供・移転 -特定個人情報の提供・移転に関するルール(ルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。 ・また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	<p>・番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。 ・また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。</p> <p>【広域連合への移転】 標準システム窓口端末における措置 当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとする旨がされている。 情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p> <p>【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】 広域連合とのデータの授受のみに使用し、他の業務には使用しない。 電子記録媒体及びフラッシュメモリを利用した情報の移転は、外部記憶媒体管理簿により全て利用結果の記録を残す。</p>	事後	重要な変更に当たらない。リスクを軽減させる変更・追記。
平成27年12月25日	Ⅲリスク対策 -5. 特定個人情報の提供・移転 -その他の措置の内容	USBメモリ、CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	-	事後	重要な変更に当たらない。錯誤による削除。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	Ⅲリスク対策 -7. 特定個人情報の保管・消去 -その他の措置の内容	<p>【徳島市における措置】</p> <p>①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。</p> <p>②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。</p> <p>③監視設備として監視カメラを設置している。</p> <p>④不正プログラム対策</p> <p>コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスバターンファイルを定期的に更新を行う。</p> <p>また、ウイルスメール／スパムメール対策のシステムを導入している。</p> <p>⑤不正アクセス対策</p> <p>不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p>	<p>【徳島市における措置】</p> <p>①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。</p> <p>②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。</p> <p>③監視設備として監視カメラを設置している。</p> <p>④不正プログラム対策</p> <p>コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスバターンファイルを定期的に更新を行う。</p> <p>また、ウイルスメール／スパムメール対策のシステムを導入している。</p> <p>⑤不正アクセス対策</p> <p>不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p>	事後	重要な変更に当たらない。 リスクを軽減させる変更・追記。
平成27年12月25日	前項目のつづき	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、ウイルスバターンファイルを定期的に更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、ウイルスバターンファイルを定期的に更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。</p> <p>【標準システム窓口端末における措置】</p> <p>①窓口端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、ウイルスバターンファイルは適時更新する。</p> <p>②不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p> <p>③オペレーティングシステム等には、パッチの適用を随時にできるだけ速やかに実施している。</p> <p>④標準システム窓口端末に保管されるデータはない。</p> <p>【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】</p> <p>①電子記録媒体に保管されるデータはない。</p> <p>②データの移出・移入は速やかに行い、電子記録媒体にはデータを残さない。</p>	事後	重要な変更に当たらない。 リスクを軽減させる変更・追記。
平成27年12月25日	Ⅲリスク対策 -9. 従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	<p>【徳島市における教育・啓発】</p> <p>①関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。</p> <p>②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。</p> <p>③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p>	<p>【徳島市における教育・啓発】</p> <p>①関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。</p> <p>②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。</p> <p>③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p> <p>【標準システムに関する教育・啓発】</p> <p>職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。</p>	事後	重要な変更に当たらない。 リスクを軽減させる変更・追記。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	Ⅲリスク対策 -3. 特定個人情報の使用 -ユーザ認証の管理 -具体的な管理方法	<p>【後期高齢者医療システム】 評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにIDカードを割り当てるとともに、IDとパスワード及びPINコードによる認証を行っている。</p> <p>【標準システム窓口端末】 標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。</p> <p>【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】 特定個人情報の授受に使用する端末及び事務取扱担当者を特定し、ログインIDによる認可にて行う。</p>	<p>【後期高齢者医療システム】 評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。</p> <p>【標準システム窓口端末】 標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。</p> <p>【広域連合の標準システム窓口端末と、後期高齢者医療システム間の情報の授受について】 特定個人情報の授受に使用する端末及び事務取扱担当者を特定し、ログインIDによる認可にて行う。</p>	事後	重要な変更に当たらない。リスクを軽減させる変更・追記。
平成30年7月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	番号法第19条第7項 別表第2の80・82・83の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条（82・83の項の省令は未定）	番号法第19条第7項 別表第2の82の項（主務省令未定）	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 到底個人情報の入手・使用 ①入手元 ②入手方法	①評価実施機関内の他部署（住民課、市民税課、生活福祉第一課・第二課、障害福祉課、介護・ながいき課） ②[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	①評価実施機関内の他部署（住民課、市民税課、生活福祉第一課・第二課、障害福祉課、介護・ながいき課） ②[]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない。（①課名変更）
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	徳島市 介護・ながいき課 ①番号法施行条例第2条第2項 ②老人福祉法による費用の徴収に関する事務 ③医療保険給付関係情報 ④1万人未満 ⑤後期高齢者医療被保険者であつて、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥府内連携システム ⑦照会を受けたら都度	移転先2を削除し、 移転先3～5を移転先2～4に繰り上げて記載。	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	⑥[○]専用線 ⑦・資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に届出のある都度。 ・住民基本台帳情報：個人番号の付番、通知の日（平成27年10月5日）以後に準備行為として一括で移転。番号利用開始日（平成28年1月1日）以後は、日次の頻度。 ・賦課・収納業務 ・所得・課税情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、月次の頻度。 ・期割情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、月次の頻度。 ・収納情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、日次の頻度。 ・滞納者情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、日次の頻度。 ・給付業務 ・療養費開通情報等：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、日次の頻度。	⑥[○]専用線 [○]フラッシュメモリ ⑦ 資格管理業務 ・住基（宛名）情報：日次 賦課・収納業務 ・所得・課税情報：月次・年次 ・期割情報：月次・年次 ・収納・滞納者情報：月次 ・給付業務 ・給付関連情報：日次	事後	その他の項目であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 川原 正樹	保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更。
平成30年7月11日	I 基本情報 2.特定期間個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称 ②システムの機能	①高額・介護合算システム ②高額・介護合算療養費の申請履歴の管理。	①高額介護合算システム ②高額介護合算療養費の申請履歴の管理。	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無⑤再委託の許諾方法⑥再委託事項	④再委託する ⑤再委託先の会社名・所在地・業務内容・管理办法・セキュリティ対策等を明記した業務仕様書の承認により再委託を承諾している。 ⑥電子記録媒体の集配業務	④再委託しない ⑤削除 ⑥削除	事後	重要な変更に当たらない(リスクを明らかに軽減させる変更である)
令和2年9月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月10日	令和2年8月27日	事後	重要な変更に当たらない(リスクを明らかに軽減させる変更である)
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の82の項 (主務省令未定)	番号法第19条第8項 別表第2の82の項 (主務省令未定)	事後	重要な変更に当たらない(法令改正)
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	保健福祉部 保険年金課	事後	重要な変更に当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉部 保険年金課	保健福祉部 保険年金課	事後	重要な変更に当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	介護保険課	高齢介護課	事後	重要な変更に当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	保健福祉部 保険年金課	保健福祉部 保険年金課	事後	重要な変更に当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1~28 ①法令上の根拠	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	重要な変更に当たらない(法令改正)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	保健福祉部 保険年金課	保健福祉部 保険年金課	事後	重要な変更に当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健福祉部 保険年金課	保健福祉部 保険年金課	事後	重要な変更に当たらない(組織変更)
令和4年9月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第2の82の項 (主務省令未定)	番号法第19条第8項 別表第2の82の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	事前	番号法の改正による変更。 令和4年10月に開始される公金口座登録制度の施行前に提出するもの。
令和4年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] その他 ()	[○] その他 (公金受取口座情報)	事前	令和4年10月に開始される公金口座登録制度の施行前に提出するもの。
令和4年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先:資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 ・その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 ・医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 ・地方税関係情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 ・児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るために及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 ・生活保護関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 ・雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行るために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 ・年金関係情報:保険料の特別徴収を行つために保有。 ・公金受取口座情報:保険料の還付や保険給付の支給のために保有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先:資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 ・その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 ・医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 ・地方税関係情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 ・児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るために及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 ・生活保護関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 ・雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行つために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 ・年金関係情報:保険料の特別徴収を行つために保有。 ・公金受取口座情報:保険料の還付や保険給付の支給のために保有。 	事前	令和4年10月に開始される公金口座登録制度の施行前に提出するもの。